「「一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」等の一部を改正する通達案」
に関する意見募集についてと国土交通省の考え方

〇パブリックコメント意見提出総数：10件

〇意見募集期間：令和5年12月27日（水）～令和6年1月26日（金）

〇とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

〇制定にかかる内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせて頂きます。

意見の概要	国土交通省の考え方
賛成である。（７件） 〇理由（一例） ・地理の知識はアプリやカーナビの一般的な普及で運転手は特に詳しい知識を得る必要もなくなってきている。 ・地理試験が廃止されれば、譲渡譲受申請者も増える可能性があるため。 ・現在の地理試験は、覚えなければならない事が非常に多く、重い負担となっているため。 ・現在は精度の良いカーナビが普及しており、細かい地理に精通していなくても、仕事にほとんど支障はないと考えられるため。	ご賛同いただきありがとうございます。
地理試験有りにて試験合格後の開業申請要件は、その条件を変更せずに従来通りとする事が望ましい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
地理試験を廃止すると、個人タクシーになる事業者の質が低下してしまうのではないか。何らかを廃止するならば、何らかの代替え措置や規制を造らないと、何もかも緩和ではなりたたなくなる。	地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。
反対である。カーナビや地図が普及しているから廃止などという論理には到底賛同できない。廃止したいならもっとまともな理由を。	地理試験の廃止に伴い、他の指定地域以外の地域と同様に地理の講習に伴う効果測定を行うこととしております。